

杉戸町プロポーザル方式業者選定情報公開基準

1 趣旨

杉戸町情報公開条例（平成11年杉戸町条例第22号。以下「条例」という。）の目的を踏まえ、町が実施するプロポーザル方式による手続きに対する情報公開を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

2 対象とする案件

杉戸町プロポーザル方式実施要綱（令和4年杉戸町告示第263号。以下「要綱」という。）に基づき実施した公募型プロポーザル方式及び指名型プロポーザル方式による随意契約における業者選定に係る情報を対象とする。

3 本基準の運用方法

本基準は、条例の規定に基づき、4の公開基準を基本とし運用するものとする。

4 公開対象文書及び公開基準

対象情報の名称（例示）	契約締結前	契約締結後	摘要
プロポーザル方式採用協議書（要綱様式第1号）	△	○	「選定会議の委員構成」は契約締結前は非公開
プロポーザル方式採用結果通知書（要綱様式第2号）	○	○	
募集要項	○	○	
委託業務仕様書	○	○	
提案審査評価項目表	○	○	
質問書（要綱様式第3号）	×	△	質問者の住所、名称、代表者職氏名、連絡先は非公開
参加申込書（要綱様式第4号）	×	△	会社印影、連絡先の個人名等は非公開
参加資格審査結果通知書（要綱様式第5号）	×	○	
プロポーザル方式参加指名通知書（要綱様式第6号）	×	○	
辞退届（要綱様式第7号）	×	△	辞退者の住所、名称、代表者職氏名、辞退理由、連絡先は非公開
提案書	×	△	条例第6条第3号に規定する情報（6参照）については非公開
プレゼンテーション資料	×	△	
見積書（積算内訳書）	×	△	

商業登記事項証明書等	×	○	(これらは、入札参加資格者名簿に登録がない場合に提出される書類) 公表されている事項を除き非公開、その他印影、個人情報是非公開
身分証明書	×	×	
会社組織図、会社概要	×	△	
業務実績、受託実績	×		
財務諸表(貸借対照表、損益計算書)	×		
法人事業税の納税証明書等	×	×	
審査結果	×	△	選定委員名及び非選定者名は非公開、選定者名は公開。ただし、候補者決定後は、提案事業者に対し、自己の評価結果を提供することができる。
結果通知書(要綱様式第8号)	×	○	
選定委員会委員名簿	×	○	
選定委員会議事内容の記録	×	△	発言者の個人名等は非公開

凡例 ○：公開 △：部分公開 ×：非公開

5 提案書の公開

提案書の取扱いは、上記4のとおりとなるが、町と選定者が契約をした場合は、契約書及び仕様書に記載された提案書の内容は、公開の対象となる。

6 条例第6条第3号の非公開情報

条例第6条第3号の非公開情報として、「当該法人等又は当該個人に明らかに不利益を与えると認められるもの」が規定されており、この規定に該当するかどうかについては、法人等及び事業を営む個人の当該事業の性格、規模、事業内容等に留意して、その情報を公開した場合に生じる影響を個別具体的に慎重に検討した上で、客観的に判断する必要がある。具体的には、応募者が有するアイディア及びノウハウ等競争分野の情報並びに経営方針、財務管理、労務管理など内部管理の情報が該当する。

7 参加希望事業者への本事業の周知

要綱第6条によりプロポーザル方式を実施することを決定し、要綱第7条により公募型実施の公表を行う場合及び指名型プロポーザルにより提案者を指名する場合は、この基準も併せて公表又は通知し、参加希望事業者に対し、この基準を周知するものとする。

附 則

この基準は、町長決裁の日(令和7年11月5日)以降に実施するプロポーザル方式による事業者選定から適用する。